

FP Topics = 自筆証書遺言書の保管制度 = 2022年12月号

= One's impressions =

年の瀬を迎え何かと多忙な時期ですね。
 今年はクリスマスをあまり意識させられなかったように感じましたが、私だけでしょうか？
 年末年始も仕事が山積しており、ゆっくり休めるのは31日と1日の2日間となりそうです。
 忙しいだけで全く儲からないのは問題ですが、無事年を越すことができ、新年を迎えられることに感謝しています。本年もありがとうございました！

= 自筆証書遺言の保管制度とは =

今月号は自筆証書遺言の保管制度について、特集してみたいと思います。

自筆証書遺言は、遺言者が手書きにより相続人等に自身の意思を明確に示すものです。自筆証書遺言の作成には一定のルールがあり、そのルールに従って作成されていない場合、その遺言書は無効となることもあります。

また、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、悪意ある相続人等に改ざんされるなどの危険性があります。そこで、自筆証書遺言のメリットを残しつつ、問題点を解消するための制度として自筆証書遺言の保管制度が創設されています。

= 遺言書の保管の申請 =

自筆証書遺言を遺言書保管所（法務局）に保管申請する手順です。詳細は必ず法務局等でご確認ください。

I 遺言書を作成する

自筆証書遺言を一定のルールに従って作成する

II 遺言書保管所を決定する

遺言者の住所地、本籍地、所有不動産の所在地のいずれかを所轄する保管所

III 申請書を作成する

法務省HPからダウンロードも可能

IV 保管申請の予約をする

遺言者一人ずつの予約が必要

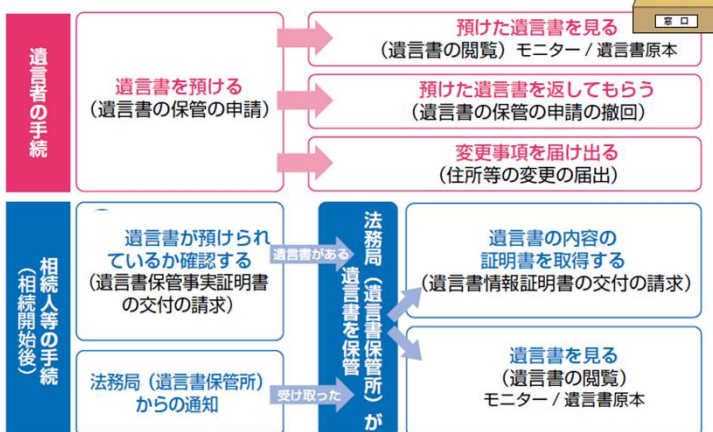
V 保管の申請をする ⇒ VI 保管証を受け取る

①～⑤を用意して、予約日に遺言者本人が申請する

- ① 遺言書
- ② 保管申請書
- ③ 添付書類
 - ・ 本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票の写し等
 （マイナンバーや住民票の記載のない作成後3か月以内のもの）
- ④ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
- ⑤ 手数料 一通3,900円

自筆証書遺言書保管制度の主な手続

出典：法務省民事局



《制度を利用する際の注意事項》

- ✓ 自筆証書遺言に係る遺言書で一定のルールに従って作成されたものであること。
- ✓ 遺言書、申請書、請求書等は事前に作成する必要があります。未作成の場合、予約日に手続きできない場合があります。
- ✓ 全国の法務局（遺言書保管所）312か所で取り扱っています。
- ✓ 申請手続きは、遺言者本人が遺言書保管所にて行う必要があります。

＝保管制度での遺言書書式＝

～今月の山便り～

遺言書

1 私は、私の所有する別荘1の不動産と、長男達言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別荘2の^{預貯金}（~~預貯金~~）^印、次の者に遺贈する。
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
 氏名 甲山花子
 生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
 職業 弁護士
 氏名 末永和男
 生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
 遺言 太郎 ^印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1/3

余白 5ミリメートル以上

余白 20ミリメートル以上

余白 5ミリメートル以上

余白 10ミリメートル以上

出典：法務省民事局

安全な避難小屋で十分な休息をとり、ゆっくりと歩き出しました。お世話になった避難小屋を何度も振り返りますが、樹林帯ではすぐに見えなくなります。装備を全て引っ張り出して、丁寧に水分をふき取りましたが、あまり乾いてはいないようです。まだズッシリと肩に食い込みます。

しっかり休息をとり、暖かいものを食べたので元気になりました。天候が回復したせいなのか、目の前がぱっと明るくなった感じがします。そうになると、尾根道歩きは快適で楽しいのですが少し単調です。危険回避に意識が向かない分、自身の体に意識がなくなってしまいます。

両足のかかると違和感を感じ始めました。去年の年末に両足かかるとを骨折していたことを思い出しました。クライミングの練習中に自分の不注意で骨折したのです。夏前にはかかとの装具もとれて、通常の靴を履けるようになり、山歩きに復帰しましたが、ふとしたときに違和感を感じるのです。やはり骨折した部分は寒さに敏感なようです。

数カ月山歩きから離れていましたので、今度は自分の歩き方が気になりはじめました。どうやら自分の歩き方を忘れてしまっているようです。アップダウンの少ない尾根歩きは退屈になってしまい、いろいろ気になりはじめます。

体重の乗せ方や体の使い方に違和感を感じていたのだと思います。あーでもない、こーでもない歩いているうち、行者還りトンネル西口からの合流地点を通過しました。この先弥山あたりまでは、人気のハイキングコースです。しかし、人っ子一人会いません。ちょっと人恋しさもあったのですが・・・



上記書式は、自筆証書遺言保管制度における形式的な書式です。

遺言書の内容について審査はありません。実際に作成される際には、弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。

- ◆ 用紙はA4サイズ（文字の判読を妨げるような彩色等のないものを使用）
- ◆ 財産目録以外は全て自書する必要があります。
- ◆ ボールペン等容易に消えない筆記具を使用する。
- ◆ 余白を必ず確保し、余白部分には何も記載しない。
- ◆ 片面のみ使用し、裏面には何も記載しないこと。
- ◆ 契印も不要です。

